

第2条による改正

瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条 略 (定義) 第2条 略 2 略 3 略 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する児童(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。)を養育している者とする。 2 略 第4条 略 (助成の範囲) 第5条 町は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超	第1条 略 (定義) 第2条 略 2 略 3 <u>前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</u> 4 略 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、瑞穂町(以下「町」という。)の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われるものとする。 2 略 第4条 略 (助成の範囲) 第5条 町は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超

える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)を除く。)を助成する。

2 略

(医療費の助成)

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証又は個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)(町長が別に定める場合に限る。)を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「病院等」という。)に対して助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 略

第7条から第12条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条中瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例第3条第1項、第5条及び第6条の改正規定、第2条中瑞穂町義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第3条第1項、第5条第1項及び第6条第1項の改正規定、第3条中瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例第2条第2項第3号、第3条第1

える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)を除く。)を助成する。

2 略

(医療費の助成)

第6条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証(国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類)

を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの(以下「病院等」という。)に対して助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 略

第7条から第12条 略

項、第5条第1項及び第6条第1項の改正規定並びに第4条の規定は、公布の日から施行する。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

2 略